

令和7年度 韮崎市宅配ボックス購入費補助金

R7.4

●補助対象者

■戸建住宅または集合住宅にお住まいの方

- ・ 韮崎市に住所を有すること
- ・ 宅配ボックスを設置する住宅に居住していること
- ・ 市税等を滞納していないこと（補助対象者及び世帯員）

■集合住宅の所有者または管理者

- ・ 市税等を滞納していないこと（補助対象者及び世帯員）



●補助対象となる宅配ボックス

- ・ 配達物の受取を目的とした仕様の製品であること
- ・ 鍵・ダイヤル錠等により盗難防止機能を有していること
- ・ **令和7年4月1日以降に購入したもの**

※レンタル及びリース、自作のものは対象外

●補助対象経費

- ・ 宅配ボックス本体の購入費（税抜）

※工事費、運搬費、付属品購入費等は対象外

※商品券、クーポン、ポイント等での支払分は対象外

●補助金額

■戸建住宅または集合住宅にお住まいの方

次のいずれか低い金額（1世帯につき1台限り）

1. 購入費用×1/2（1,000円未満切り捨て）
2. 10,000円

■集合住宅の所有者または管理者

次のいずれか低い金額（1棟につき1回限り）

1. 購入費用×1/2（1,000円未満切り捨て）
2. 集合住宅の総戸数と購入した宅配ボックスの台数※のいずれか少ない数×10,000円

※1台で複数の区画に分かれているものは区画数

申請に必要な書類

※押印は朱肉を使用する印鑑を使用してください

1. 申請書兼請求書（第1号様式）
2. 補助対象経費にかかる領収書の写し
3. 宅配ボックス設置後の状況がわかる写真

※盗難防止機能（鍵、ダイヤル錠等）が確認できるように撮影してください

4. 市税等を滞納していないことを証する書類（申請書の誓約事項に同意した場合を除く）
5. 債権者登録申請書（市へ振込先の口座を登録するための申請書です）

申請期限：令和8年2月27日（金）

※ただし、予算額の上限に達した場合、申請期限より前に受付を終了する場合がありますので、購入後はお早めの申請をお願いします。



問合せ・申請

市役所2階 商工観光課商工観光担当

電話：0551-45-9158